

令和5年12月1日

神奈川県労働局長
木塚 欽也 殿

神奈川県最低賃金審議会
会 長 赤羽 淳

神奈川県特定最低賃金の改正及び決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月1日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった神奈川県自動車・同附属品製造業最低賃金の決定の申出について、申出者より取下げられ、神奈川県塗料製造業最低賃金、神奈川県鉄鋼業最低賃金の改正及び神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、神奈川県電線・ケーブル製造業最低賃金、神奈川県ボイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業最低賃金、神奈川県自動車(新車)小売業最低賃金の決定の必要性について、慎重に調査審議を重ねた結果、いずれも全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったことを答申する。